

令和5年1月改定



総合自動車共済  
INDEX

「しんらい」をお届けします

# 総合自動車共済

## あんしん、ゆとりカーライフ

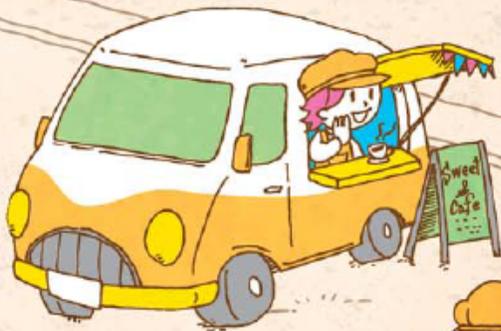
相手方への賠償

ご自身・ご家族・  
乗車中の方への補償

ご契約のお車の補償

その他の特約  
サービス

各種掛金割引制度



北海道自動車共済協同組合

# 北自共

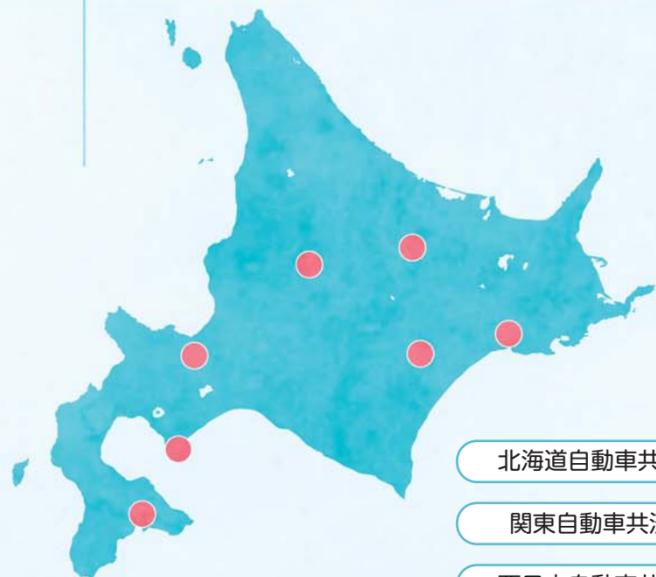
# 総合自動車共済で 確かな安心、豊かな生活。

## 損保や他共済からも 等級・無事故実績を継承します

北自共に変更されても今までの等級・無事故実績をそのまま利用できます。

## 安心の示談交渉サービス!

- 1 相手方との示談交渉はもとより、各種書類の作成など事故解決まで誠意をもって対応!**
- 2 1事故1担当者によるキメ細かい交渉と、ご契約者への密な連絡!**  
対人事故とそれ以外の事故で担当者が別人ということはありませんので、話が二度手間になることはありません。
- 3 顧問弁護士による訴訟対応への協力体制!**
- 4 充実のロードアシスタンス!**  
■ 24時間365日サポート体制!  
■ 全国約13,000か所のロードアシスタンスネットワーク!



全国にある5つの自動車共済ネットワークで皆さまをサポートします。再共済の万全な体制整備による安心感の提供や、きめ細かなサービス提供を実施しています。

- 北海道自動車共済協同組合
- 東北自動車共済協同組合
- 関東自動車共済協同組合
- 中部自動車共済協同組合
- 西日本自動車共済協同組合
- 全国自動車共済協同組合連合会

# 相手方への 賠償

人にケガをさせたり、他人の車や物を壊してしまったとき

- ◆対人賠償共済 ◆対物賠償共済
- ◆臨時費用特約 ◆対物超過修理費用特約



## 対人賠償共済

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者1名ごとに、ご契約金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。(ただし、自賠責共済等で支払われる部分を除きます。)

### 対人賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	事故相手	被害内容
5億2,853万円	横浜地裁	眼科開業医(男41歳)	死亡
4億5,381万円	札幌地裁	公務員(男30歳)	後遺障害

### オプション

#### 臨時費用特約

対人賠償共済にセット

被共済者に損害賠償責任がある対人賠償事故で、被害者が死亡したり、後遺障害が生じたとき、および医師による治療を4日以上要する場合には、お見舞い費用等として共済金をお支払いします。

- お支払い対象者…損害賠償責任を負われる方(ご契約のお車を運転時の事故の場合、通常は運転者にお支払いします。)
- 運転者年齢条件特約および運転者を限定する特約がセットされている場合で、補償対象外の方が起こした対人賠償事故の場合は、対人賠償共済からは共済金はお支払いできませんが、この特約の臨時費用共済金はお支払いします。

被害者の状態	共済金のお支払い限度額	お支払いする共済金	
		定額払共済金	実損払共済金
死亡の場合	50万円	15万円	被共済者が実際に支払った見舞金等の費用
後遺障害の場合	50万円	15万円	
傷害に対して医師の治療を要した場合	治療日数	181日以上	30万円
		91日以上	20万円
		31日以上	10万円
		15日以上	5万円
4日以上	1万円	1万円	—

## 対物賠償共済

自動車事故により他人の財物(自動車・家屋・家財・商品等)を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき、ご契約金額を限度に対物賠償共済金をお支払いします。

### 対物賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	事故状況	被害物
2億6,135万円	神戸地裁	追突横転炎上	積荷(呉服・洋服・毛皮)
1億3,450万円	東京地裁	追突事故	店舗(パチンコ店)

### オプション

#### 対物超過修理費用特約

対物賠償共済にセット

対物賠償共済金が支払われる事故で相手のお車の修理費用が時価額を上回る場合に、その超過する修理費用について50万円を限度に過失割合に応じて共済金をお支払いします。

例 追突事故でご契約者の過失割合が100%であり、相手自動車の時価額40万円、修理費が60万円の場合(ご契約内容:対物賠償共済 無制限・免責金額0万円)

相手方自動車修理費用総額 60万円

時価額超過分 20万円  
この特約でお支払いする部分(60万円-40万円)

時価額 40万円  
対物賠償共済でお支払いする部分

## 対人賠償共済、対物賠償共済とも

## 示談交渉サービス付

人身事故・物損事故とも、相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は当組合が責任を持って行います。

注 お客様に法律上の損害賠償責任がない場合など、当組合が示談交渉をすることができない場合があります。



# ご自身・ご家族・乗車中の方への補償

## 自動車事故でケガをしたとき

- ◆人身傷害共済 ◆搭乗者傷害共済
- ◆自損事故傷害特約 ◆無共済車傷害特約

### 人身傷害共済

自動車事故により、運転者やご契約のお車に搭乗中の方が死傷されたり、後遺障害が生じた場合、約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。なお、人身傷害共済で共済金お支払いの対象となる事故の内容は、ご契約タイプによって異なります。

ご契約タイプ	事故内容		
	ご契約のお車に搭乗中の事故	他のお車に搭乗中の事故	歩行中・自転車運転中の自動車との事故
基本補償	○	×※	×
車外事故特約付き	○	○	○

○：補償します ×：補償しません  
 ※ 他車運転特約および他車運転特約（二輪・原付）により補償の対象となる場合があります。



### 総損害額の例

(年齢別の平均的な総損害額)

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害
70歳	有	2,500万円	4,000万円
	無	2,000万円	4,000万円
60歳	有	5,500万円	9,500万円
	無	4,000万円	9,500万円
50歳	有	7,500万円	1億3,000万円
	無	5,500万円	1億3,000万円
40歳	有	9,000万円	1億6,000万円
	無	6,500万円	1億6,000万円
30歳	有	1億円	1億7,000万円
	無	7,000万円	1億7,000万円
20歳	有	9,500万円	1億9,000万円
	無	8,000万円	1億9,000万円

### オプション

#### 車外事故特約

人身傷害共済にセット

個人※ 重複注意!

人身傷害共済金がお支払い対象となる事故の内容を、ご契約のお車以外のお車に搭乗中や歩行中などの自動車事故にも拡大します(上表参照)。以下の方々が補償の対象(被共済者)となります。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の未婚のお子様

※ 記名被共済者が法人、かつ個人被共済者を設定する場合を含みます。

## 被共済者ご自身の過失分も補償します。

**総損害額 500万円**

過失割合  
相手 60 : 40 被共済者

人身傷害共済を付帯していない場合

相手からの賠償金 60%  
**300万円**

補償のない部分  
自己負担 40%  
**200万円**

人身傷害共済を付帯している場合  
(ご契約金額がお支払いの限度額となります)

**全額補償**

北自共がまとめて全額補償 **500万円**

人身傷害共済が補償対象となり、入院日数が5日以上となった場合、入院定額給付金として10万円を別途お支払いします。なお、入院定額給付金対象外特約をセットいただくこともできます。

## 事故相手との面倒な交渉は不要です。

示談交渉の経過・結果に関係なく、被共済者の総損害額に対して共済金をお支払いします。



## ご自身・ご家族・乗車中の方への補償

### 搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が自動車事故により、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。



医療共済金(一時金払)	●入院が5日未満 一律1万円をお支払いします。	
	●入院が5日以上 傷の状態に応じて、共済金をお支払いします。	
死亡	死亡共済金	死亡された場合にお支払いします。(ご契約金額)
後遺障害	後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合に障害の程度に応じて共済金をお支払いします。
	重度後遺障害特別共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合にお支払いします。
	重度後遺障害介護費用共済金	ご契約金額の10% (100万円限度) 後遺障害共済金額の50% (500万円限度)

### オプション

#### 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済にセット

搭乗者傷害共済の医療共済金(一時金払)の額を2倍にしてお支払いします。

### 自動セット

#### 無共済車傷害特約

対人賠償共済にセット

無共済(無保険)の自動車との事故によりご契約のお車の運転者や搭乗中の方が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が得られないときに共済金をお支払いします。

- 注
1. 死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支払いします。傷害のみにはお支払いしません。
  2. 記名被共済者が個人※ の場合、歩行中などでの無共済(無保険)自動車事故でも共済金をお支払いします。  
 ※記名被共済者が法人、かつ個人被共済者を設定する場合を含みます。
  3. 相手の方が負担すべき損害賠償額について既に人身傷害共済金が支払われている場合は、そのお支払額を差し引いてお支払いします。

### 自動セット

#### 自損事故傷害特約

対人賠償共済にセット

自損事故により、ご契約のお車の運転者や搭乗中の方が死傷され、自賠償共済(保険)から補償が受けられない場合に共済金をお支払いします。なお、人身傷害共済を契約している場合は、人身傷害共済から共済金をお支払いします。

- 死亡共済金・後遺障害共済金** 死亡された場合は1,500万円を、後遺障害が生じた場合はその障害の程度に応じて50万円~2,000万円をお支払いします。
- 介護費用共済金** 所定の重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められた場合は200万円をお支払いします。
- 医療共済金** 治療が必要と認められない程度に治った日までの入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円を、100万円を限度にお支払いします。



落下中や飛来中の他物との衝突の場合も補償します。



# ご契約のお車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき

- ◆車両共済 ◆車両超過修理費用特約
- ◆車両新価特約 ◆代車費用特約



## ■ご契約のお車の補償

### 車両共済

衝突、接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。車両共済で共済金お支払いの対象となる事故の範囲は次の2タイプからお選びいただけます。

幅広く補償を受けたい	<b>一般車両</b>	偶然な事故全般について共済金をお支払いします。
掛金を安くしたい	<b>車対車 + 危険限定</b>	共済金をお支払いする損害を、相手自動車や動物との衝突や接触、走行に起因しない事故による場合に限定します。

共済金をお支払いする損害	車同士の衝突・接触	あて逃げ	動物との衝突・接触	飛来物・落下物との衝突・接触	盗難	落書き・いたづら等
一般車両	○	○	○	○	○*	○
車対車+危険限定	○	○	○	○	○*	○

共済金をお支払いする損害	火災・爆発	台風・たつ巻・洪水・高潮	墜落・転覆・転落	電柱・ガードレール等との衝突・接触	自転車との衝突・接触	地震・噴火・津波
一般車両	○	○	○	○	○	×
車対車+危険限定	○	○	×	×	×	×

○：補償します ×：補償しません

\*：二輪自動車・原動機付自転車を除く

### 【お支払いする共済金】

損害状況	お支払いする共済金
全損の場合	ご契約の車両共済金額(協定共済価額)をお支払いします。また、車両全損時諸費用共済金として、車両共済金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。
分損の場合	損害額から免責金額を差し引いた金額をお支払いします。

### 免責金額(自己負担額)の設定

車両共済を付帯される場合、免責金額をお選びいただけます。なお、ご契約内容やご契約のお車により、選択いただけない免責金額があります。

### 【免責金額の主な例】

定額方式			増額方式	
(車両事故回数に関わらず)			(車両事故1回目)	(車両事故2回目以降)
0万円	5万円	7万円	0万円	— 10万円
10万円	15万円	20万円	5万円	— 10万円



### 車両共済金額の設定

車両共済金額は、ご契約のお車の年式や型式などで決まる車両標準価格の範囲内で、5万円単位で設定します。お車の初度登録(検査)年月からの経過に伴い、車両標準価格は徐々に下がります。中古車の市場販売価格とは必ずしも一致しませんので、ご了承ください。なお、当組合の車両共済は車両価額協定が全ての用途車種に適用されます。

#### オプション

#### 車両全損時諸費用倍額払特約 車両共済にセット

車両全損時諸費用共済金を2倍にしてお支払いします。

#### オプション

#### 車両全損時諸費用対象外特約 車両共済にセット

ご契約のお車が全損の場合にお支払いする車両全損時諸費用共済金をお支払いしません。

#### オプション

#### 車両新価特約 車両共済にセット

ご契約のお車が事故で全損、または修理費が新車共済金額の50%以上となった場合、新車共済金額を上限に、実際にかかる以下のいずれかをお支払いします。

お車を買い替える場合	お車の再取得費用および再取得時諸費用(新車共済金額の20%。ただし40万円限度)
お車を修理する場合	ご契約のお車の事故修理費用

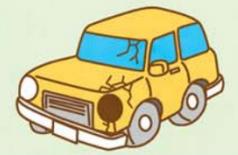
共済期間の末日の属する月が、ご契約のお車の初度登録(検査)年月から73か月以内となる場合に付帯できます。ただし、リースカー等の一部車種にはセットできません。

#### オプション

#### 車両超過修理費用特約 車両共済にセット

ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を超えた場合、車両共済金額を超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理した場合に限ります)

共済期間の末日がご契約のお車の初度登録(検査)年月から25ヶ月を超えている場合に付帯できます。



#### 自動セット

#### 無過失事故に関する特別 車両共済にセット ※一部フリート契約を除きます

以下のような一定の条件を満たすとき、当組合と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故として取り扱います。また、事故件数によって免責金額が設定されている場合は次回事故時の免責金額の決定において事故件数に数えません。

1. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約のお車への衝突・接触」による事故において、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったと当組合が判断した場合
  2. 相手自動車との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
  3. 自動運転中に偶然な事故\*が発生した場合
  4. ご契約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等に起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつ、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- \* 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。

#### オプション

#### 代車費用特約 自家用8車種\*

以下のいずれかの事由によりレンタカーを借りた費用を、ご契約の代車日額を限度にお支払いします。また、利用日数はご利用開始日を含めて15日を限度とします。

1. 事故・故障により自力走行不能となり、レッカーけん引された場合
  2. ご契約のお車が盗難にあった場合、または事故修理のためにご契約のお車が使用できない場合
- \* ロードアシスタンス対象外特約を付帯した場合、本特約は付帯できません。

#### オプション

#### 代車費用の補償日数に関する特約 代車費用特約にセット

代車費用特約でお支払いする代車の利用日数限度を、事故の場合に限り30日に延長します。

### 【代車費用のご利用限度日数】

事故・故障の区別	レッカーけん引する場合		レッカーけん引しない場合	
	事故	故障	事故	故障
代車費用特約のみ	○(15日)	○(15日)	○(15日)	×
代車費用の補償日数に関する特約付き	○(30日)	○(15日)	○(30日)	×

# その他の 特約・サービス

## 事故や故障によるお車の トラブルが起きたとき

- ◆ロードアシスタンス
- ◆ロードアシスタンス超過費用特約
- ◆ロードアシスタンス超過費用特約
- ◆緊急電話サポート

### ロードアシスタンス

全車種に自動セット ※ (※一部フリート契約を除きます)

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となった場合に、当組合提携のロードサービス業者がレッカーけん引や30分程度の応急処置などを行います。

レッカーけん引	応急処置
<p>ご契約のお車が事故や故障等のトラブルにより走行不能となった場合に、走行不能となった場所から、お客様の指定する修理工場までレッカーけん引を行います。</p> 	<p>走行不能となった場所で30分程度で対応可能な応急処置を行います。</p> <p>バッテリージャンピング(共済期間中3回まで)/キー閉じ込み・紛失時開錠(セキュリティー装置付車両など、対象外となる場合があります。)/スペアタイヤ交換(車載の簡易修理キットでの応急処置を含みます)/脱輪・落輪の路面への引上げ/冬道スタック引き出し/冷却水補充など</p>

レッカーけん引費用、応急処置費用合計で15万円限度

燃料切れ時給油サービス
<p>ご契約のお車が燃料切れにより自力走行不能となった場合に、最大10ℓまで無料で、共済期間中に1回に限り提供します。</p> 
<p><b>注</b> 事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡がなく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となりますのでご注意ください。</p>

電気自動車等の場合、充電または燃料補給ができるところまでレッカーけん引を行います。その場合、充電代等はお客様のご負担となります。

### ロードアシスタンスのご利用にあたって

- ロードアシスタンスをご利用いただいても、ご継続後の等級および事故有係数適用期間に影響しません。
  - 気象状況や交通事情などによってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。ご了承ください。
  - 一部離島やロードサービス業者の立ち入り困難な場所は、対応できない場合があります。
  - 自宅駐車場で燃料切れや鍵の紛失など、ご契約のお車が置かれた場所によって、ロードアシスタンスが対象外となる場合があります。
  - ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ご契約内容を確認させていただいたうえで、ご利用いただけます。
  - ロードアシスタンスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合、その超過分・対象外の作業費用についてはご利用者様のご負担となります。
  - 借りたお車や原付バイク特約で補償する原動機付自転車など、ご契約のお車以外の自動車での事故、故障はロードアシスタンスをご利用いただけません。
  - ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については共済金としてお支払いします。
- 

### JAF会員優遇サービス

運転者または同乗の方がJAF会員であり、JAF会員証が提示された場合に限りご利用いただけます。

1. 応急処置で発生した部品代を7,000円を限度に補償します(共済期間中1回限り)。
2. 燃料切れ時の給油サービスを共済期間中に2回までご利用いただけます。

**注** JAF会員優遇サービスを受ける場合には、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただく必要があります。



## ■その他の特約とサービス

ロードアシスタンス 専用デスクフリーダイヤル **0120-80-6324** 24時間 365日 OK

### オプション

#### ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーけん引\*された場合に発生した所定の下記費用をお支払いします。

\*「ロードアシスタンス特約」のレッカーけん引費用のお支払い対象となる場合に限りです。

宿泊費用	移動費用	引取費用
<p><b>HOTEL</b></p> <p>事故・故障現場の最寄りのホテル等に臨時で宿泊した1泊分の費用(飲食費等除く)をお支払いします。</p> 	<p>事故・故障現場から自宅や当面の目的地などへ移動する交通費をお支払いします。</p>  <p><small>*レンタカー・タクシーご利用の場合は1台につき2万円限度となります。</small></p>	<p>修理が完了したご契約のお車を、合理的な経路・方法で引き取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。ただし、レンタカーを利用する場合の費用を除きます。</p>
1名につき1万円限度	1名につき2万円限度	往路1名分 交通費15万円限度

### オプション

#### 大型車等

#### ロードアシスタンス超過費用特約

ロードアシスタンスの提供内容を拡大します。

<p>レッカーけん引費用および 応急処置費用の合計額</p> <p><b>100万円 限度</b></p>
<p>燃料切れ時給油サービス</p> <p><b>最大 20ℓ</b></p>

この特約のご利用方法や規定などはロードアシスタンス利用規定に準じます。



### 緊急電話サポート

無料\*

#### ①緊急通報サービス

車両のトラブル発生時、24時間・年中無休体制で緊急通報の受付・対応を行います。

#### ②事故・故障・トラブル時のアドバイス

電話によるアドバイス、出張応急修理の出動手配、トラブル車両搬送の有料手配等を行います。

#### ③緊急連絡案内サービス

お客様のご要望によって、ご家族・会社などへの緊急連絡・状況説明のほか、最寄りの24時間営業のガソリンスタンド、宿泊施設、レンタカー会社、公共交通機関などの案内を行います。

\* 手配後に発生する費用(レンタカー費用や宿泊費用、移動費用など)は、ご契約内容により有料となる場合があります。



**オプション** 自家用3車種  
**運転者本人限定特約**

**個人**  
お車を運転中の事故で、記名被共済者ご本人が運転する場合に限り、共済金をお支払いします。

8%割引

**オプション** 自家用3車種  
**運転者本人・配偶者限定特約**

**個人**  
お車を運転中の事故で、記名被共済者またはその配偶者が運転する場合に限り、共済金をお支払いします。

6%割引

**オプション** 自家用3車種 **二輪・原付**  
**運転者年齢条件特約**

**個人** **法人**

ご契約のお車を運転中の事故について、選択した運転者年齢条件を満たす年齢の方が運転する場合に限り、共済金をお支払いします。選択する条件の年齢が高いほど、掛金が安くなります。ご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に合わせて、選択します。なお、運転者年齢条件が適用される範囲は、記名被共済者が個人の場合と法人の場合とでは異なります。

**法人の場合**：運転されるすべての方 **個人の場合**：下表参照

**【年齢条件】**

年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償	35歳以上補償
---------	---------	---------	---------	---------



**注** ご契約のお車が原動機付自転車の場合、年齢問わず補償または21歳以上補償のみ選択できます。

**【記名被共済者の年齢区分】** **個人**

運転者年齢条件を以下のいずれかに設定する場合、共済期間の初日における記名被共済者の年齢が、74歳以下の場合と75歳以上の場合とでは、共済掛金が異なります。

- 21歳以上補償
- 26歳以上補償
- 30歳以上補償
- 35歳以上補償

**【記名被共済者が個人の場合の運転者の範囲】**

運転者を限定する特約	ご契約のお車の運転者			
	①. 記名被共済者	②. ①の配偶者	③. ①または②の同居親族	④. ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
運転者本人・配偶者限定	○	○	×	×
運転者本人限定	○	×	×	×
運転者年齢条件特約	適用する			適用しない※

○：補償します ×：補償しません ※ 表中の①～③のいずれかの方の業務に従事する使用人が運転する場合、その方は年齢条件が適用されます。

**ご契約のお車以外のお車を運転中に生じた事故の損害を補償する特約**

記名被共済者およびご契約のお車により、下表のいずれかの特約が自動セットされます。いずれの特約も、借用したお車の自動車共済等に優先して共済金をお支払いします。

記名被共済者	ご契約のお車	特約名
法人	問わず	臨時代替自動車特約
	自家用8車種	他車運転特約
個人※1	二輪自動車・原動機付自転車	他車運転特約(二輪・原付)
	他車運転特約が付帯されないお車	臨時代替自動車特約

**自動セット** 自家用8車種  
**他車運転特約**

**個人** ※1  
記名被共済者とそのご家族が臨時に借用した他の自動車を運転中(駐車・停車中を除きます)の事故で生じた損害・傷害に対して、ご契約のお車を運転中の事故と同様のご契約条件※2で共済金をお支払いします。また、記名被共済者の業務に従事中の使用人が臨時代替自動車※3を運転中の事故と同様に補償します。

**自動セット** 二輪・原付  
**他車運転特約(二輪・原付)**

**個人** ※1  
記名被共済者とそのご家族が臨時に借用した他の自動車(二輪・原付)を運転中(駐車・停車中を除きます)の事故で生じた損害・傷害に対して、ご契約のお車を運転中の事故と同様のご契約条件※2で共済金をお支払いします。また、記名被共済者の業務に従事中の使用人が臨時代替自動車(二輪・原付)を運転中の事故と同様に補償します。

**自動セット**  
**臨時代替自動車特約**

**個人** **法人**  
ご契約のお車を車検・修理・点検整備等のために修理工場に入庫している間、臨時で借用した代替自動車※3を運転中の事故で生じた損害・傷害に対して、ご契約のお車を運転中の事故と同様のご契約条件※2で共済金をお支払いします。



※1 記名被共済者が法人、かつ個人被共済者を設定する場合を含みます。  
※2 借用したお車の損害は、車両共済がセットされている場合に限り補償されます(二輪・原付は除きます)。  
※3 記名被共済者、記名被共済者の役員および使用人が所有する自動車を除きます。

その他の特約  
サービス

**オプション**  
**車両積載動産特約**

**個人** **法人**

ご契約のお車の車内・トランク等に積載された動産が、衝突・接触・盗難・火災・洪水・台風など、偶然な事故により損害を被った場合に共済金をお支払いします。盗難の場合は、ご契約のお車自体が盗難にあった場合に限りです。お支払いする共済金額の上限を以下から選択できます。  
● 10万円 ● 20万円 ● 30万円 ● 50万円 ● 100万円

**オプション** 自家用8車種 **重複注意!**  
**原付バイク特約(自損傷害タイプ)**

**個人**

記名被共済者とその家族が125cc以下の原動機付自転車(借用の原動機付自転車を含みます)を運転中の事故について、ご契約の自動車共済から共済金をお支払いします。

- 共済金をお支払いする補償種目
- 対人賠償共済
  - 対物賠償共済
  - 自損事故傷害特約

**オプション** **重複注意!**  
**弁護士費用特約**

**個人** **法人**

被共済者が自動車事故により身体や所有財物への被害を受けて、損害賠償請求のために相手側との交渉を弁護士に依頼する費用や、裁判になったときに負担した弁護士費用の実費をお支払いします。弁護士への法律相談費用もお支払いします。



**被害事故弁護士費用共済金**

当組合の同意を得て支出される弁護士報酬・司法書士報酬や訴訟費用等について、対象事故1回につき、被共済者1名あたり300万円を限度にお支払いします。

**被害事故法律相談・書類作成費用共済金**

弁護士・司法書士に法律相談を行う場合、行政書士等に書類作成を依頼する場合に、当組合の同意を得て支出される当該費用について、対象事故1回につき被共済者1名あたり10万円を限度にお支払いします。

その他の特約  
サービス

**自動セット**  
**被害者救済費用特約**

**個人** **法人**

ご契約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者に生じた損害について、被共済者が負担した費用をご契約の対人賠償共済・対物賠償共済の範囲内でお支払いします。

**自動セット**  
**心身喪失等による事故の被害者救済費用特約**

**個人** **法人**

ご契約のお車の運転により、人身事故または物損事故が発生した際、認知症や心身喪失状態などを理由として運転者本人に損害賠償責任がない場合に、被害者に生じた損害を、対人賠償共済・対物賠償共済の範囲内でお支払いします。



**自動セット**  
**被共済自動車の入替自動補償特約**

**個人** **法人**

ご契約のお車を廃車・譲渡等により新規取得自動車と入れ替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に当組合へ入替の承認請求を行うなど所定の条件をみたした場合には、入替自動車をご契約のお車とみなします。

# 各種割引制度のご説明

ご契約のお車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

## 自動車に関する割引制度

### 新車割引 自家用3車種

初度登録(検査)年月から共済契約始期年月までの経過月数が49ヶ月以内のお車に適用します。

#### 【自家用普通乗用車および自家用小型乗用車】

経過月数	等級	割引率(%)				
		対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両
25ヶ月以内	6(S)等級*	34	32	41	41	31
	上記以外	7	11	17	17	8
26~49ヶ月	6(S)等級*	30	12	35	35	22
	上記以外	4	4	16	16	6

#### 【自家用軽四輪乗用車】

経過月数	等級	割引率(%)				
		対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両
25ヶ月以内	6(S)等級*	32	28	42	42	27
	上記以外	5	9	18	18	2
26~49ヶ月	6(S)等級*	18	14	21	21	16
	上記以外	2	4	15	15	2

※ 事故有係数適用期間が0年以外の場合は、「上記以外」の割引率を適用します。



### 福祉車両割引 3%割引

ご契約のお車が消費税の優遇される自動車\*である場合に適用します。  
 なお、エコカー割引と福祉車両割引の両方の条件を満たす場合は、福祉車両割引を適用します。  
 ※「運転補助装置を装備する自動車」「車いす等昇降装置および車いす固定装置を装備する自動車」などをいいます。



### エコカー割引 3%割引 自家用3車種

ご契約のお車が電気自動車\*1、ハイブリッド車\*2または圧縮天然ガス自動車\*3のいずれかの場合で、初度登録(検査)年月から共済契約始期年月までの経過月数が13ヶ月以内のお車に適用します。  
 ※1：自動車検査証の「燃料の種類」欄に「電気」と記載がある自動車をいいます。  
 ※2：自動車検査証の「備考」欄に「\*\*\*式ハイブリッド自動車」または「ハイブリッド車」と記載のある自動車をいいます。  
 ※3：自動車検査証の「燃料の種類」欄に「CNG」と記載のある自動車をいいます。



### ASV割引 9%割引 自家用3車種

ご契約のお車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)装着車であり、ご契約の始期日をご契約のお車の型式が発売された年度に3を加えた年の12月末以前である場合に適用します。  
 ※ 型式不明車には適用できません。



### 福祉施設割引 10%割引

記名被共済者が社会福祉法に基づく社会福祉法人\*であり、ご契約のお車が当該法人が自ら所有・使用するお車である場合に適用します。  
 なお、公有・準公有自動車割引と重複して適用することはできません。  
 ※ 社会福祉法人以外の方で、社会福祉法に基づき都道府県知事の許可または届け出により社会福祉事業を営む方等を含みます。

## 共済契約に関する割引制度

当組合では、使用目的(業務使用や通勤・通学使用など)による共済掛金の差はありません。

### ノンフリート多数割引 5%割引

当組合で契約している総台数が5~9台であり、かつ、全てのご契約の所有者および使用者が同一である場合に適用できます。  
 ※ 3台割引および団体割引と重複して適用することはできません。

### 3台割引 5%割引

契約者またはその同居のご家族が当組合で契約している総台数が3~4台であり、所定の条件を満たす場合に適用できます。  
 ※ ノンフリート多数割引および団体割引と重複して適用することはできません。

## ノンフリート等級別割引・割増

ノンフリート契約(総契約台数9台以下)では、1等級から20等級の区分および事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される「ノンフリート等級別割引・割増」を導入しております。

### ■継続契約(他損保等からの乗り入れも含め、前契約がある場合)

ノンフリート等級は、1年間の前契約期間中に無事故であれば、次契約の等級は1等級上がります。  
 また、共済金をお支払いする事故\*があった場合は、事故の内容および件数によって次契約の等級を決定します。  
 ※ 1等級ダウン事故、3等級ダウン事故、ノーカウント事故の3種類あります。

### 【等級による割引・割増率】

事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」、1~6年の場合は「事故有」の割引・割増率を適用します。

等級	割増率(%)				割引率(%)															
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

事故有係数適用期間は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて以下のとおり決定します。  
 ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。

- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が1~6年の場合  
 継続前のご契約の共済期間が1年の場合、事故有係数適用期間から「1年」を引きます。そのうえで、継続前のご契約に事故がある場合は、3等級ダウン事故1件につき「3年」を、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加えます。
- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合  
 継続前のご契約に事故がある場合は、3等級ダウン事故1件につき「3年」を、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加えます。

### 例 等級と事故有係数適用期間の例 20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合

	現在	1年後	2年後	3年後	4年後
「無事故」の割引・割増率を適用(事故有係数適用期間)	20等級(0年)				20等級(0年)
「事故有」の割引・割増率を適用(事故有係数適用期間)		17等級(3年)	18等級(2年)	19等級(1年)	

※前契約が他損保等の長期契約(1年超)である場合、次契約に適用する等級および事故有係数適用期間は、前契約の事故有係数適用期間、契約期間および等級ダウン事故件数をもとに、当組合所定の計算式により算出します。

### ■新規契約(前契約がない場合)

初めてご契約する場合、6(S)等級を適用します。なお、2台目以降のお車を新規にご契約の場合で、以下の条件を満たすときは、複数所有新規7(S)等級を適用します。また、事故有係数適用期間は0年を適用します。

等級	割引・割増
6(S)	3%割増
7(S)	38%割引

### ●複数所有新規7(S)等級適用条件

- ご契約のお車が自家用8車種である11等級以上の自動車共済等(以下「他の共済契約」とします)\*があり、記名被共済者および車両所有者がいずれも個人であること。  
 ※他の保険会社等の契約を含みます。
- 新規契約のご契約のお車が自家用8車種であり、記名被共済者および車両所有者が右表の条件を満たす個人であること。



他の損保等の無事故実績を引き継ぎます!  
 他の保険会社(JA共済・全労済等を含みます)での無事故による割引が無駄になりません。

記名被共済者	車両所有者
①. 他の共済契約の記名被共済者	①. 他の共済契約の記名被共済者
②. ①の配偶者	②. ①の配偶者
③. ①または②の同居の親族	③. ①または②の同居の親族
	④. 他の共済契約の車両所有者

# 用語の説明・各種ご案内等

## マークの説明

- 自動セット** 自動的にセットされます。
- オプション** ご希望によりセットできます。
- 自家用8車種** 自家用8車種に適用できます。
- 自家用3車種** 自家用3車種に適用できます。
- 二輪・原付** 二輪自動車および原動機付自転車に適用できます。
- 個人** 記名被共済者が個人の場合に適用できます。
- 法人** 記名被共済者が法人の場合に適用できます。
- 大型車等** 自家用8車種および二輪・原付を除く、大型車種に適用できます。適用条件の詳細は代理所にご確認ください。

**重複注意!** 記名被共済者やその同居親族で、2台以上のご契約がある場合、補償が重複する場合がありますので、ご注意ください。なお、その特約が付いた契約の記名被共済者が別居となる場合や、その契約が解約になる場合、再度補償の見直しが必要になることがありますので、ご注意ください。

自家用3車種	普通乗用車
	小型乗用車
自家用8車種	軽四輪乗用車
	小型貨物車
	軽四輪貨物車
	普通貨物車 (最大積載量0.5 t 超2 t 以下)
	普通貨物車 (最大積載量0.5 t 以下)
特種用途自動車 (キャンピング車)	

## 用語集

用語	意味
記名被共済者	ご契約のお車を主に使用される方で、共済証書の記名被共済者欄にお名前が記載された方をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。
全損	お車を修理できない場合、または修理費が共済金額以上となる場合をいいます。
走行不能	自力で走行できない状態、または法令により走行が禁止された状態をいいます。 ただし、ご契約のお車に直接生じた原因(事故や故障など)による場合に限りです。
他の自動車	ご契約のお車以外のお車のうち、以下の方が所有または主として使用する自動車を除きます。 なお、補償や特約などにより、お車の種類などが限定される場合があります。 ① 記名被共済者 ② 記名被共済者の配偶者 ③ ①②の同居の親族
ノンフリート契約	同一契約者の自動車の総契約台数が9台以下である場合の契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁関係※および同性パートナー※を含みます。 ※ご契約にさしあたって、当組合所定の確認をさせていただく場合があります。
被共済者	共済契約により補償を受ける対象となる方をいいます。
フリート契約	同一の共済契約者自身が所有し、かつ使用する自動車の総契約台数が10台以上の契約をいいます。
分損	事故によるお車の損害が、全損以外の場合をいいます。
法人契約の個人被共済者	記名被共済者が法人として契約される場合、その法人の代表者を「個人被共済者」として設定することにより、法人の代表者とそのご家族は、ご契約内容に応じて以下の補償が受けられます。 ●人身傷害車外事故特約 ●無共済車傷害特約 ●他車運転特約 ●他車運転特約(二輪・原付)
免責金額	共済金をお支払いする事故が生じた場合に、当組合が支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、被共済者の自己負担額をいいます。免責金額を設定する主な補償に、対物賠償共済と車両共済があります。免責金額が少ないほど、掛金が高くなる傾向があります。
レッカーけん引	レッカー車などによりけん引・搬送を行う場合で、ロードアシスタンス特約の運搬費用がお支払いの対象となる場合をいいます。
ロードアシスタンス	ロードアシスタンス特約の補償にロードアシスタンスサービス(無料サービス)をあわせた総称をいいます。 ロードアシスタンスは、株式会社プライムアシスタンスにて提供します。

## 用語の説明・各種ご案内等

## 型式別掛金区分

当組合では、掛金算出にあたり、自動車の型式別掛金区分を導入しております。  
自家用普通乗用車および自家用小型乗用車は1~17の17段階、自家用軽四輪乗用車は1~3の3段階に区分され、ご契約のお車が自家用3車種の場合に適用されます。この区分は、損害保険料率算出機構が過去の全国の事故実績等を基に決定しており、対人賠償・対物賠償・傷害・車両の種目ごとに、毎年見直しが行われています。  
これにより、区分が上がることにより、ご契約者に事故がなくても、前年に比べて掛金が高くなる場合があります。

## フリート契約のご紹介

当組合では、フリート契約制度も充実しています。

- 特徴1 2種類のフリート方式があります。

<b>フリートA(包括)方式</b>	すべてのご契約のお車にフリート優良割引・割増を適用します。 事故による共済金のお支払いがあった場合は、すべてのお車の割引に影響します。
<b>フリートB(個別)方式</b>	ご契約のお車1台ごとにノンフリート等級・事故有係数適用期間を適用します。 事故による共済金のお支払いがあった場合は、等級ダウン事故があったお車の割引(等級・事故有係数適用期間)にのみ影響します。

※適用されるフリート割引・割増、等級・事故有係数適用期間は、当組合所定の計算式により算出します。

- 特徴2 フリート多数割引10%が適用されます。
- 特徴3 全車両一括特約など、フリート契約に適用できる各種特約があります。  
※フリート契約の場合、各種補償や特約、割引など、ノンフリート契約とは一部適用条件が異なります。

フリート契約制度の詳細や資料のご請求は、取扱代理所または当組合 本部・支部までお問合せください。

## 共済掛金の払込方法

共済掛金の主な払込方法は以下のとおりです。なお、口座振替払またはコンビニ払の所定条件を満たさない場合など、現金またはお振込などでお支払いいただく場合があります。

- 一括払の場合 — 口座振替払・コンビニ払・現金払
  - 分割払の場合※ — 口座振替払
- ※所定条件を満たす場合は、大口分割(2~12回)払もご利用いただけます。

## 当組合への加入にあたって

当組合の自動車共済に初めてご契約いただく場合、1契約者(1名または1法人)につき、1口1,000円以上の出資金が必要です。当組合の組合員になる資格がある方は、中小企業者および個人事業主です。

組合員のみならずそのご家族はもちろんのこと、組合員以外の方も、所定の条件を満たすことで共済を契約いただける場合があります。

## 自賠責共済の取扱い

当組合では自賠責共済を取り扱いしております。  
自賠責共済は、被害者救済を目的として、法律で加入が義務づけられた強制共済です。  
自動車共済とあわせて自賠責共済も当組合でご契約いただくことで、より円滑で素早い事故対応を進めることができます。  
当組合の自賠責共済加入をご希望の方は、最寄りの当組合 本部・支部へお問合せください。

## 北海道自動車共済協同組合(北自共)とは

昭和52年に設立された、北海道で唯一、自動車に関する共済事業に特化した協同組合です。  
中小企業等協同組合法を根拠法とし、北海道知事による認可のもと運営しております。各地の拠点は以下のとおりです。

- 本部(札幌)
- 函館支部
- 室蘭支部
- 旭川支部
- 北見支部
- 帯広支部
- 釧路支所

# 各種ご連絡先

## 事故にあわれた場合のご連絡先【24時間365日】

事故受付センター  **0120-252-924**

※事故受付が完了後、事故担当者よりご連絡差し上げます。受付時間によって、翌営業日のご連絡となる場合があります。

## お車の故障やトラブルが発生した場合のご連絡先【24時間365日】

ロードアシスタンス専用デスク  **0120-80-6324**

緊急電話サポートをご希望の場合もこちらにお電話ください。

### ①緊急通報サービス

車両のトラブル発生時、24時間・年中無休体制で緊急通報の受付・対応を行います。

### ②事故・故障・トラブル時のアドバイス

電話によるアドバイス、出張応急修理の出勤手配、トラブル車両搬送の有料手配等を行います。

### ③緊急連絡案内サービス

お客様のご要望によって、ご家族・会社などへの緊急連絡・状況説明のほか、最寄りの24時間営業のガソリンスタンド、宿泊施設、レンタカー会社、公共交通機関などの案内を行います。

### ④夜間休日緊急相談受付※

ご契約内容の確認やお手続きに関する相談の受付を行います。

※当組合営業時間外および休業日に限ります。

ご契約のお手続きは、担当代理所へご連絡ください。

## ご意見やご要望がございましたら

お客様相談コーナー  **011-792-7011** 受付時間／平日9:00～17:15(祝祭日を除く)  
※当組合ホームページからも受け付けております。

### 必ずご確認ください。

#### ●契約締結時にご注意いただきたいこと

ご契約の際、記名被共済者の氏名、住所、お車の用途・車種・型式・初度登録（検査）年月・前契約の事故の有無・事故件数などをお知らせください。事実と相違している場合、ご契約が解除されたり共済金をお支払いできないことがあります。

#### ●契約締結後にご注意いただきたいこと

①次のような場合、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。

遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き（変更手続き書類のご提出および追加共済掛金払込みなど）いただけない場合は、事故の際に共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

・ご契約のお車の用途車種または登録番号を変更する場合

以下の項目についても遅滞なくご連絡願います。

・ご契約者の住所の変更

・車両共済をご契約の場合でご契約のお車の改造や高価な付属品の装着などによりお車の価格が著しく増加する場合

②次のような場合、あらかじめ取扱代理所または当組合にご通知ください。

なお、ご契約の変更手続き前や追加共済掛金をいただく前に発生した事故については、共済金のお支払いができないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますのでご注意ください。

・記名被共済者の氏名が変更となる場合

・共済金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約条件の変更を希望される場合

・運転者を限定する特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合

・運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合

・買い替えなどにより、ご契約のお車が変わる場合

・ご契約のお車を譲渡する場合……など

#### ●ご契約を中断された場合

ご契約のお車の廃車・譲渡・リース業者への返還・車検切れ・記名被共済者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断された場合、中断後の新たなご契約に、中断前のご契約の等級を適用できる場合があります。なお、ご契約の中断日から13か月以内にお手続きをいただかないとこの制度をご利用になれません。

#### ●解約と解約返戻金など

ご契約後、共済契約を解約される場合には、取扱代理所または当組合にお申し出ください。解約の条件によっては、当組合の定めるところにより掛金を返還または請求させていただく場合があります。また、返還される掛金があっても多くの場合で払い込まれた掛金の合計金額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

#### ●共済金の消滅または共済掛金の追徴事項のご説明

当組合は、異常火災その他の事由により損失金を生じ、かつその損失金を繰越剰余金および積立金をもって補うことのできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金の削減または共済掛金の追徴を行うことがあります。

#### ●リスクの分散

北海道自動車共済協同組合は、組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を締結し、リスクの分散体制をとっています。

## 北海道自動車共済協同組合

電話：011-721-5233（代表）

営業時間：平日9:00～17:15（祝祭日除く）

休業日はホームページをご覧ください

このパンフレットは、「総合自動車共済」の概要を表したものです。詳細については、「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先：